

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

**手続名**  
介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼（変更）届出手続

**手続説明**

・概要  
介護保険の認定結果が「要支援1」「要支援2」と認定された人で、在宅で介護予防サービスを利用する場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターに介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成を依頼をする手続です。また第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を行うことを市に届け出るときもこの手続となります。

依頼することが決まったら、市に届出が必要ですので速やかに届出をしてください。地域包括支援センターに届出の提出を代行してもらうこともできます。

・対象者  
要支援または総合事業対象者の認定を受け介護予防サービスまたは総合事業サービスの利用を希望する方。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼（変更）届出

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo\\_download.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo_download.html)

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし